**日　名　条　自　治　会　規　約**

第１章　総則

（名称）

第1条　本会は、日名条自治会と称する（以下日名条自治会を「本会」と表す）。

（事務所の所在地）

第2条　本会の事務所は、会長宅に置く。

（区域）

第3条　本会の区域は、東広島市高屋町中島の日名条区域とする。

第２章　目的及び活動

（目的）

第4条　本会は、区域内住民の親睦を図ると同時に、住民それぞれの持ち味を活かした自主的な協働活動によって、課題の解決に向けたより住みやすい地域づくりを推進する。

（活動）

第5条　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

（１）　住民相互のより良好な人間関係づくりの基礎となる親睦や地域振興を図る行事に関すること。

（２）　区域内をより住みやすくするための環境美化や環境整備を図る活動に関すること。

（３）　子どもや高齢者を含めたすべての住民が安心・安全な暮らしができる地域にするための活動に関すること。

（４）　災害時の被害を最小限に抑えることを目的とした自主防災活動に関すること。この組織と活動内容は、別に定める細則４自主防災会防災計画に則って行なうものとする。

（５）　高屋西小学校区住民自治協議会の各事業に関すること。

（６）　行政施策の実施への協力に関すること。

第３章　組織

（会員）

第６条　本会は、本会の区域内に住所を有し、本会の目的に賛同する世帯をもって会員とする。

（入会及び退会）

第７条　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

２　本会会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

（１）　第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）　本人から退会の届け出があった場合

３　本会を退会した者は、会員として保有していた本会に対する全ての権利を放棄するものとする。

４　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置く。

　　（１）　会長　　　　　　　　　　：１名

　　（２）　副会長　　　　　　　　　：２名

　　（３）　会計委員　　　　　　　　：１名

　　（４）　監事　　　　　　　　　　：２名

　　（５）　班長　　　　　　　　　　：各班１名ずつ・班の数

　　（６）　壮青年会部長　　　　　　：１名

　　（７）　青少年育成部部長　　　　：１名

　　（８）　書記　　　　　　　　　　：１名

（役員の任務）

第９条　会長は、本会を代表し会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　会計委員は、本会の会計事務を処理する。

４　監事は、会計及び資産の状況並びに業務遂行状況を監査する。

５　班長は、班を代表して会員との連絡調整を行う。

６　壮青年会部長は、壮青年会を統括し、その事業活動を推進する。

７　青少年育成部部長は、子どもの保護者を代表して、本会の事業活動を推進する。

８　書記は議事の記録及び広報活動を行う。

９　役員の任務の詳細は、細則3に定める

（役員の選任）

第１０条　役員（書記を除く）は、会員の中から総会において選任する。

２　会長、副会長、会計委員については、会員の立候補により選任する。

３　立候補がない場合には、細則5に定める班の持ち回り分担表に基づき選任する。

４　監事は、役員会の推薦により選任する。監事は、会長、副会長その他の役員と兼務できない。

５　班長は、班内の慣行を考慮し選任する。

６　書記は、会長が選任する。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、班長、壮青年会部長、青少年育成部

　長はこれに限らない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

４　前任役員は、速やかに後任役員へ事務引継ぎを行わなければならない。

（顧問）

第11条の2　本会の会務を円滑に行うため顧問を置くことができる。

２　顧問は役員会に出席し、意見を述べることができる。

３　顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。

４　顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章　会議

（会議）

第12条　本会に、次の会議を設ける。

（１）　総会

（２）　役員会

２　前項の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　開催日時及び開催場所

（２）　出席者数

（３）　審議事項及び議決事項

（４）　議事の経過概要及びその結果

（５）　その他必要な事項

（招集）

第13条　総会は、毎年1回4月に開催する。

ただし本会会員の五分の一以上の開催請求があった場合、又は役員会において総会決定の決議

　があった場合は、臨時に総会を開催することができる。

２　総会は、会長が招集する。

３　役員会は、必要に応じて会長が招集する。

（総会）

第14条　総会は、本会会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

２　総会の議長は、会員の中から選出する。

３　総会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）　活動計画及び活動報告に関する事項

（２）　規約の改定に関する事項

（３）　予算及び決算並びに監査に関する事項

（４）　役員の選任に関する事項

（５）　その他本会の運営上特に重要な事項

（役員会）

第15条　役員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会で議決された事項の執行に関する事項

（３）　本会の活動を円滑に行うための必要な事項

（役員会の運営）

第16条　役員会は、第8条に定める監事を除く役員をもって組織する。

２　役員会の議長は、会長とする。

３　役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　会長は、本会運営に必要と認める者を出席させることができる、

第5章　会計

（本会の資産）

第17条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　会費

（２）　本会会長の報償費

（３）　東広島市からの報償費

（４）　寄附金

（５）　その他の収入

（会費）

第18条　本会の会費は世帯単位とし、その額は次のとおりとする。

　（１）　一会員年額１,800円

　（２）　年度途中の入会会員は、月額150円×加入月数

２　会費は、現金にて一括納付する、

３　納付された会費は返還しないものとする。

（経費の支弁）

第19条　本会の活動に必要となる経費は、本会の資産をもって支弁する。

（役員手当）

第１９条の２　本会の役員に手当を支給する。手当の額は細則２に定める。

（部会活動費）

第１９条の３　壮青年会及び青少年育成部に活動費を支給する。活動費の額は細則２に定める。

（会計及び資産帳簿の整備）

第20条　本会の収入および経費を明らかにするために、会計委員は会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

２　会計及び資産に関する帳簿その他本会の活動に関する書類は、5年間保存されなければならな

　い。

３　本会会員が帳簿その他の書類の閲覧を請求したときは、これを開示する。

（会計年度）

第21条　本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章　雑則

（規約の変更）

第22条　この規約は、総会の議決を経なければ、これを変更することができない。

（細則）

第23条　本会の運営に関しこの規約に定めるもののほかに必要と認められる事項は、役員会の議決を経て細則として定めることができる。

２　会長は、前項において定められた細則を、速やかに会員へ通知しなければならない。

附則

　この規約は、平成２５年4月1日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成２６年4月6日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成２７年4月5日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成２８年4月3日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成２９年4月2日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成３０年5月20日から施行する。

　この規約は一部改定し、平成３１年4月１４日から施行する。

**この規約は一部改定し、令和２年４月１２日から施行する。**